

ごみ処理施策検討特別委員会
(第5回) 会議録

令和8年2月6日 開会

令和8年2月6日 閉会

河合町議会

令和8年ごみ処理施策検討特別委員会記録

令和8年2月6日（金）午後 1時30分開会

午後 3時40分閉会

出席委員

委員長	常盤繁範	副委員長	杵本貴司
委員	梅野美智代	委員	佐藤利治
委員	中山義英	委員	坂本博道
委員	長谷川伸一	委員	杵本光清
委員	大西孝幸	委員	馬場千恵子
議長	疋田俊文	副議長	岡田康則

出席説明員

町長	森川喜之	副町長	佐藤壮浩
生活環境部長	佐藤桂三	生活環境部長	森川泰典
環境対策課長	内野悦規	環境対策課長補佐	岡本政幸

事務局職員出席者

局長	高根亜紀	主事	平井貴之
----	------	----	------

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○委員長（常盤繁範） では、時間になりましたので、ごみ処理施策検討特別委員会のほうを開催させていただきます。

開催に際しまして、確認をさせていただきます。お手元の机の、机上的お手元にごみ白書というものがございます。こちらのほうは差し替えということで、以前お渡ししてある、配付させていただいているごみ白書のほうと入れ替えさせていただきたいということで準備させていただいております。古いほうは、誤解を招く可能性がありますので、この場にて回収させていただきますんですが、よろしいでしょうか。

では、回収作業をお願いいたします。

（ごみ白書回収）

○委員長（常盤繁範） よろしいですね。

それでは、開催させていただきます。

冒頭にお話しさせていただきますが、本日の日程に関しまして、町長をはじめまして役場の職員様におかれましては、急に予定として入りました国政の総選挙、こちらのほうの余波を受けて、現在投票所の設営等夜中までかけて一生懸命されているということも伺っております。そういったものを含めて、加えて委員であります各議員におかれましても、総選挙の応援ですとかそういったものに対して尽力されているというところの最終盤にかかっているところで日程を調整させていただいたことに関しましては、本当に申し訳ないかなという形で考えております。しかしながら、この日程を外しますと3月議会に入ってしまうということもありましたので、開催のほうを予定どおりさせていただく形になりました。

なお、できればそういった状況をご配慮いただいた上で質疑応答をいただければ有り難い形でございますので、よろしくをお願いいたします。

では、最初に森川町長よりご挨拶いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○町長（森川喜之） 本日は、大変お忙しい中、第6回ごみ処理施設検討特別委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

広域ごみ処理が去年10月から始まり、清掃工場また焼却炉も10月には稼働を停止いたしました。これからは、焼却炉の解体などについて検討を進めていかなければならないと考えております。

さて、本日の特別委員会では、環境省への陳情やまほろば環境衛生組合の不燃物ごみ分の返還金、また清掃工場の今後の予定等についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず担当部局から資料に基づく説明をさせていただきますので、ご意見を賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○委員長（常盤繁範） 森川町長、ありがとうございました。

○委員長（常盤繁範） それでは、内容に移らせていただきます。

事前に配付させていただいている資料、こちらのほう、開催の1週間ぐらい前には資料を用意させていただくという話だったんですけれども、担当部局のほうで資料の取りまとめのほうに少々時間がかかりまして、3日の日ですか4日の日ですか、案内を出させていただいたのは。その日程までずれこんでしまったのは、本当に皆様におかれましては申し訳ないことだと考えております。それも踏まえて質疑で疑義をただしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、設問は、配付させていただいている資料のほうをご覧いただければと思うんですが、6項目を用意しております。皆様にご同意いただきたいと思うのは、設問ごとに説明をいただき、それに対して、その設問ごとに質疑、意見を徴取させていただくという形を取らせていただきたいんですが、異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） よろしいですか。

それでは、まず1番、設問1、山辺・県北西部広域環境衛生組合について、1ページと2ページの部分です、こちらほうをご説明いただきながら、その後質疑応答を行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） それでは、私のほうから、第6回ごみ処理施策検討特別委員会の1ページ、2ページにおける山辺・県北西部広域環境衛生組合についてを説明のほうさせていただきます。

まず、（1）番の組合議会の案件及び結果についてでございますが、令和7年8月5日火

曜日に、令和7年第2回組合議会定例会が開催のほうをされておるところでございます。

案件については6つございまして、1つ目の組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、法改正に対応させるものでございます。

2つ目の組合副管理者の選任につき同意を求めることについてによりまして、三宅町長が組合の副管理者に就任されております。

3つ目の組合一般会計補正予算（第1号）については、令和6年度の決算が固まったことによりまして、組合予算の執行残金の市町村への返還金が確定したことによるものと、周辺地区環境整備を実施するため、基金から繰り入れるためでございます。

4つ目の組合の個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正については、こちらは、1つ目と同様法改正によるものでございます。

5つ目の組合行政財産使用料条例の制定については、組合施設の使用申出があった場合に対応するため新たに制定するものでございます。

6つ目、令和6年度組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、こちらについては、原案認定ということとなっております。

続きまして、（2）環境省の陳情等についてでございます。こちらにつきましては、河合町清掃工場における焼却炉の解体や新施設の建設に際しまして、現状において国の交付金が活用できないことから、環境省に陳情及び協議を行ったものでございます。

1つ目のぼつの陳情につきましては、前回の当委員会におきまして、6月に環境省に伺ったことはご報告させていただいておりますが、それ以降、8月そして先月1月と2回、山辺組合に同行しまして環境省に伺い、河合町としても要望書を提出させていただいております。

陳情内容については、①から③のとおりでございまして、焼却炉の解体や新施設建設について、循環型社会形成推進交付金の活用の際にしまして、プラスチック資源の分別、再商品化の影響が出ないようにしていただきたいという内容でございます。また、次のぼつの環境省との協議については、昨年10月に環境省に伺いまして、河合町が循環型交付金を受ける方法について協議のほうをさせていただきました。結果としましては、環境省から2つの提案を受けまして、1つ目については、過疎地域と共同で新たに地域計画を策定する方法、そして2つ目については、現在の地域計画をおおよそ2回延長しまして、その間に地域計画を構成する全ての市町村におきましてプラスチックの分別そして再商品化をするように同意をいただく方法でございました。また、河合町からは、循環型交付金の交付要領を変更いただけな

いかと提案のほうをさせていただいておるところでございます。

1つ目の説明については以上でございます。

○委員長（常盤繁範） ありがとうございます。

では、質疑応答に移らせていただきます。

委員におかれましては、質疑質問がある方は挙手をお願いいたします。

長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 私からは、2点質問します。ページ2ページ目の環境省との協議で、環境省からの提案①②ですが、①の「過疎地域と新たに共同で地域計画を策定し」となっておりますけれども、過疎地域とはどの地域を示すのか教えていただけますか。この近隣で過疎地域はあるのか、その点をお願いします。

2番目に、②について、「地域計画を2回更新し、その期日の1年後、おおよそ11年後までに地域計画構成市町村」となっておりますけれども、これ具体的に11年後というのは何年を指すのか教えていただけますか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） まず、1つ目の過疎地域についてでございますが、山辺の構成の市町村の中では、2つの団体がございます。

もう一つのご質問、おおよそ11年後というところでございますが、こちらについては、現在の地域計画の期限が今年度までということとなっております。更新のほうを今されているんですけれども、地域計画の期間はおおよそ5年後を目途ということになっております。ですので、2回更新することによって10年間の期間が生まれます。そして、この11年といいますが、プラスチックの再商品化については、地域計画の期限の1年後までに実施するように現在要綱のほうで求められておりますので、地域計画の設定する期間にもよりますが、基準でいいますと、おおよそ2回更新しますので、11年ぐらいということで記載のほうをさせていただいております。

以上です。

○委員長（常盤繁範） 課長、具体的に基礎自治体がどこになるんですか、過疎地域という形で聞かれるのと、それともう一つ、何年後になるんですか。文章の記載で11年後と分かるんですよ。分かるんですけれども、それが具体的に、元号が変わらなければ令和何年からという形で、そこをお答えいただけませんか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 過疎地域について、具体的な市町村というところがございます。山辺の組合の構成されている中においては、三宅町と山添村が該当してくるというふうになっております。

2つ目の、地域計画の、更新しておおよそ11年後がいつかというところについては、現在の地域計画が令和8年3月までの計画でございますので、ここから11年足しまして、令和19年3月を目途というところがございます。

以上でございます。

○委員長（常盤繁範） ほかにございませんか。質問はございませんか。

坂本委員。

○委員（坂本博道） ちょっと前回のときもよく分かっていなかったのですが、ちょっとそもそもで悪いんですけども、ここでよく出てくるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化というのは、具体的にはどういうことを指していること、実施するとかしないとか出てくるんですけども、どういうことを指しているのでしょうか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化についてでございます。こちらについては、まずごみの種類が2つございまして、プラスチック製容器包装の分別収集と再商品化、そして、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化でございます。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ですから、法律が今度は変わってこれが出たという理解なんですけれども、これは、河合町では要するにまだできていないということ。地区計画としては、今の広域のところではやれているんですか。目指しているんですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 組合の実施状況についてですけれども、組合の収集されているマテリアルリサイクル推進施設におきまして、プラスチック製容器包装廃棄物については分別収集及び再商品化をされている状況でございます。ただし、プラスチック使用製品廃棄物、こちらにつきましても、河合町も同様なんですけれども、可燃ごみに入れてくださいというご案内をさせていただいております。組合全体としてもその流れで実施のほうをしておると

いう状況でございます。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） そしたら、法律でいつまでにこれをしなさいということになっているので、計画に入っていたらその中でできていたのが、入っていないから独自にやらんといかんということになるんでしょうか。それと、さっき過疎地域ということで、三宅と山添ということを出されておりましたけれども、一応今の第2期の循環型社会形成推進地域計画の中にはその2つも入っていますけれども、その中の、組を組んでつくったらええんじゃないかということ、それは合理的なことなんですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） すみません、過疎地域と新たに地域計画を結ぶメリットというところでございます。まず、現在の地域計画の中でいきますと、地域計画の中に11の市町村がございます。地域計画の中に今後プラスチック製品の分別収集をしますということの記載が求められますので、このままでいきますと、11市町村全てに分別収集と再商品化が求められることとなります。環境省からの提案といたしますのが、過疎地域と河合町2つの自治体で新たに地域計画をつくるということですので、影響が及ぶ範囲が、河合町とその過疎地域さんの2つの自治体にとどまるということが大きな違いでございます。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） そういうふうにもいいから、河合町としての計画ができれば、交付金の関係のことが一応もらえるような名目が立つということになるんですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（常盤繁範） ほかにございますか。

長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 環境省の提案①②なんですけれども、現実としては、これ今説明を受けた段階での私の見解を、思うんですけれども、②が一番河合町にとっていいかなと思うんですけれども、今おっしゃられたように、天理・大和高田・葛城地域循環型地域計画、11市町村で入っている、これが令和8年3月にエクスパイア、一応期間が終わります。次に、3期目の計画を策定しなければいけないと思うんですけれども、これをやったら令和8年4月から、早速この地域計画を河合町としても参画できるようにつくって行って、11市町村で3期計画として入れるということはいかないんですか。そうすれば、11年も待たずに、早めに

循環型社会推進の交付税を受けられるような仕組みができないんですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 長谷川委員おっしゃられるように、まず地域計画は、現在は第2期というところがございます。これが3月末までというところございまして、今第3期は作成のほうをされておりました、その枠組みといいますのは、現在の11市町村、現状と同じ市町村で更新のほうの手続をされております。河合町も、現状地域計画には参画しておるところでございます。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） すみません、ちょっと今、内野課長から説明があった、もう一度説明させてもらいたいと思います。まず、地域計画につきましては、今2期が令和8年3月31日、次が第3期の策定業務になります。

なお、当然河合町につきましては、第2期の地域計画の中では、燃えるごみについての対応を記載させてもらっております。当然今問題になっております燃やさない、不燃、資源等々については一切記載されていないと。今回山辺の地域計画の中に、例えば河合町がこれから不燃等について取り組むということに記載した場合、構成市町村、河合町入れて11ありますけれども、11の市町村が容器包装プラスチックの再資源化に取り組まなくてはならないというルールがありますので、まず、その辺の、ほかの10市町村の容器包装プラスチックの対応等に含めても協議が必要ですので、すぐに第3期、4月から河合町で記載しても、合意形成がかなりかかりますので、課長が言ったように、2期ぐらいの更新時期がかかるだろうというふうに国のほうは考えておられます。

以上です。

○委員長（常盤繁範） 委員長を交代します。

（委員長交代）

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 2点ほどございます。これ宿題で結構なんですけれども、まず1点目が、環境省からの提案というところの①番の過疎地域、具体的に基礎自治体が2つ挙がりました。定義がよく分からないので、過疎という地域、その定義、どういう状態であると過疎地域になるかというものを、後日で結構ですから、我々委員、全議員にお示しいただければ有り難いです。

もう一点、環境省からの提案①と②がございます。それに対して、河合町から依頼してい

る形ですと、全く相反する形になっております。方針としましては、河合町としては①②は到底現状においては受け入れられない状態。できれば、制度改革のほう、制度改正のほうをお願いしたいという形で河合町はずっとこれからも方針として貫いていくのか、そこを確認させていただきたいんですが、いかがですか。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 過疎地域の定義については、また改めてお示しのほうをさせていただければと思います。

環境省からの提案と河合町からの依頼の違いというところでございます。まず、環境省から提案いただいておりますのが、河合町だけでなく、少なくとも1つのほかの市町村にも影響があるという内容でございます。ですので、町としましては、なるべく他市町村に影響のない形で進めていければなというふうに考えておりますので、河合町からの依頼というところで要領の変更の申入れを行っておるところでございます。

ちなみになんですけれども、他市町村がまた新たにプラスチック使用製品廃棄物を分別するというところは、山辺の組合においても分別しておりませんので、新たにそれを分別するための施設等がまた必要になってくる課題でございます。ですので、こちらについてはなかなか難しい状況であるというふうに捉えております。

以上です。

○委員（常盤繁範） はい。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 今のご答弁の内容ですと、単純に国の環境省に対して要望はしているけれども、それを制度改革してくれと。もうこれだと全く進まない可能性があるんですけれども、何か世の中の流れ、ほかの自治体からの要望、そういった事例等はあるんですか。うち単独で話していても、多分何の進歩もないような気がするんですけれども、いかがですか。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 河合町からの提案というところでございますが、要領の変更についてはちょっと難しい可能性もございます。当町としましては、これらを踏まえまして、どういったものが一番ベストであるのかというふうなものも含めて多方面で検討のほうをさせていただいているところでございます。

○副委員長（杵本貴司） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） これ環境省からせつかく1番と2番の提案があるんですから、1番と

2番とを鑑みれば、2番目の②のほうで交渉して、今の制度の中でなんとか令和19年の3月まででもいいですから、何かそういう方法で河合町の地域計画を推進地域計画に、河合町だけでも参入できる方法をしたほうがいいと思うんですけども、このままいくと、制度のほうを変えてくれ、変えてくれといっても国はなかなか動かないと思うんですが、その点はどうなんですか。副町長、この点どうでしょうか。副町長はこういったことが強いと僕は思っているんですけども、ご見解を教えてくださいませんか。どのようにご理解しているのか。

○副町長（佐藤壮浩） すみません、ちょっとご指名いただいたので。

○委員（常盤繁範） 挙手いただけますか。すみません、会議録に載せますので。

○副委員長（杵本貴司） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） 今長谷川委員から、環境省からの提案についてご質問いただいたものと認識しております。まず、環境省からの提案というのは、提案している内容自体は、①と②いずれについても現行の交付要領を見たらこういったことがあるなというのが分かるような内容でございます。環境省からのご提案いただいた背景というか環境省の認識では、今我々のところの足元では、山辺のほうで新しい清掃施設ができたばかりなんですけれども、今ご提案いただいた環境省の担当は、ちょっとそのあたりの認識がない状態で提案いただいています。ということで、施設の更新が今後10年あるいはそれより近い段階でそういう議論があるだろうという前提の下でお話しされていまして、10年ぐらいたてば施設の更新時期が来て、そういう分別、新しい設備投資の際に、新しい、今のプラスチックの再商品化の法律に対応した施設を作るタイミングが来るだろう、そのときに合わせて地域計画に載せてはどうかという趣旨のご提案でございました。

ただ、実際のところは、山辺で施設ができたばかりですので、ほかの10市町村からしたら、再投資する時期というのは、今後10年以内に大がかりな再投資を行う時期が来ると思っている市町村はないと思っております。具体的に全市町村に話を聞いて回ったわけじゃないので幾らか推測が入っていますけれども、恐らくは10年あるいは20年は今の施設をそのまま使うと皆さん思っていらっしゃるなら、環境省からの提案というのは、実現はかなり難しいと、②についてはそのように思っております。そのあたり、実際皆さん本当にそういう認識なのかというのは、ちょっと山辺を中心にうちの担当がいろいろ聞き取りというか意見交換とか行っていただく予定になっております。

○副委員長（杵本貴司） 委員長を交代します。

（委員長交代）

○委員長（常盤繁範） ほかに質問はございますでしょうか。

坂本委員。

○委員（坂本博道） 時間もあれなんですけど、ちょっともう皆さん分かってることかもしれないんですが、もう一度確認したいのは、これ議論してることの意味なんですけど、要するに今の既存施設を解体して新しいものを造るためのときに、交付金が今のままでは出ないので、出る状態にするために新しく地区計画をつくって、それで、その中に、要するに今の高田とか三郷みたいに改めて整備しますという項目を入れて、そうすれば交付金の対象になるだろうということで、なんとかそこを目指したいということで、もう一遍確認をよろしいでしょうか。それがなければ、自前でやらんといかんということになるという理解なんですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） となると、要するに解体して造るということを当分急がなければ、要するに、取りあえずはこのまま様子を見たりとか、特に解体のほうは、特に、後でありますけれども、積替えのところができないから逆に中を使おうかみたいになってるので、それだったら、それをあまり急がなかったら、もうちょっといろいろ考えてやるしかないのかなという気がするんですが、急いでも三宅やあの辺りも、うんとならなかつたらどうもならんし、全体のやつは、今言ったのは、要するに10年ぐらいは無理ですよと環境省が言ってるわけだから、それやったら、様子を見ながら今の範囲でできるやり方をしながら考えるということしかないように思うんですが、その辺は、今後どうするつもりですかに最後なるんですけども、その辺はどうですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 貴重なご意見ありがとうございます。今のご質問の内容としましては、ちょっと飛ぶんですけども6ページにも関わってくるお話になってくるかなと思います。循環型交付金が取れるか取れないかというところで、もう一つ解体だけで見ますと、こちらの起債というメニューも現在ございます。ですので、そのあたりを踏まえながら、どちらの道を進むべきか、どちらが有利か、そして、具体的にできるのかというところを踏まえながら検討を進めていかねばならないというふうに考えております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） それらも含めてなんですけれども、そもそもごみ特を立ち上げたことの

意味合いと今後の役割にも関わるんですが、そもそもが粗大とか不燃をやっぱり天理と一緒に合流するべきではないかという前の期の議会のときの議決も、付帯決議があって、それを進めるために、ずっとチェックをしながらやるために立ち上げたということで理解をしているんです。ですから、今この問題というのは、そこが今の森川町長自身のお考えかどうなのかも伺わんといかんけれども、要するにその方向へ今持ってて、その関係で入れてもらうための関係も含めて、この問題というのは関係してくるのでしょうか。

○委員長（常盤繁範） この件に関しては、できれば理事者の代表であります森川町長に、方針の話ですので、将来的な、ご答弁いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（森川喜之） はい、委員長。

○委員長（常盤繁範） 森川町長。

○町長（森川喜之） この問題というのは、もともと山辺広域が組合を設立するときに、基本的に焼却施設と、それとマテリアルという2つの事業がございました。この2つの事業の中で、河合町はその当時、ごみの焼却だけを山辺と広域でやると。次に、マテリアルの事業は、河合町は、広域、今の山辺から抜けるという判断をされたのがまず初めであります。それが、なぜ環境省に去年に行ったかと。これは、去年の2月に、この広域組合に入っている、またまほろばに入っている広陵町の焼却炉を焼却炉として認めていなかったということで、焼却炉の補助金を出すようにということで、山辺広域まほろば組合から、ともに一緒に要望を環境省にしてほしいというのが、まず分かりました。その中で、当時それなら河合町も焼却炉の施設と一緒に解体したいと、要望をその中に入れてもらいたいという話を出したときに、実は河合町はマテリアルに関して、また焼却炉に関して、その計画が全くなかったと。その中で、今後どうするのかというような話が出て、広陵町との共同で要望書を出すことはできませんでした。それを機に、河合町がマテリアルも、また清掃工場の解体についても全然協議がなかったということで、慌てて環境省に要望に行った。その前に山辺に話をして、山辺の中でできるだけ河合町が入れるように協力をしていただきたいということで、山辺の組合も環境省に向けて、それらの今後のマテリアルまた解体についてなんとか協力しましょうという協力の下で、山辺も一緒に今、動いていただいているところです。

本当にこの問題というのは、河合町もこれからもし環境省また山辺に、このマテリアルの部分については参画できない場合は、河合町独自で今までのやり方を継続するのか、新しく三郷のようにマテリアルの工場を建てて、そこで分別するのかというような判断をこれからしなければならぬと思っています。環境省のほうは、なかなか難しいと。その中で、今日

挙げさせてもらった過疎地と言われる地域と一緒にあれば何とか行けると違うかという話です。それは、今の山辺の中で全体的に今動いている部分に、過疎地の市町村、2町は過疎地やという認識の下で、これが一緒に入れるかとしても、もし一緒にやってやろうと言っただけでも、実際また別費用がかかってくるということで、現実的ではないと私自身は思っておりますし、ただ、環境省も様々な議論を今していただいている最中であります。その中で、いろんないい方法を、また方向性を提示していただけるように、2回、3回と環境省のほうで詰めのお話をさせていただいて、環境省とのやり取りを今やっています。それに伴って、清掃工場の解体も踏まえて、清掃工場を解体するときにマテリアルも一緒にやらんことには駄目なのかどうなのかという議論も今進めているところでありますけれども、今後において、まだ。

(発言する者あり)

○町長(森川喜之) すみません、令和10年4月までには清掃工場の解体をしなければならないという規約がありますので、清掃工場において解体するのも本当に緊急に方向性を決めてやらなければいけないというのが今の現状であります。これから、委員会にも、今解体の部分またマテリアルの部分、今後どういう方向性でやっていくのか、今内部で検討はさせていただいております。その内部検討が固まれば、すぐにまた委員会のほうに提出をしていきたいと考えています。

以上です。

○委員長(常盤繁範) 委員長を交代します。

(委員長交代)

○副委員長(杵本貴司) 常盤委員。

○委員(常盤繁範) この設問1つのところで随分時間を使ってるところもあるので、私としては一つ確認しておきたいんですけども、町長は、今ご答弁いただいた内容に、検討していると、担当部署のほうで。その答え、要は天理のほうにマテリアル系ですね、初代不燃、こちらのほう参入、どういった方針で行くのか、またはしないのか、できないのか。またコスト比較もありますよね。そういったところを今現状において検討されているということでご答弁いただいております。いつまでにそれを出す予定で検討を今進めているのでしょうか、方針をですね。速やかに我々にご報告いただくのは方針が決まってからです。要はどのぐらいのスパンで答えを出すつもりなのかというのを確認させていただきたいんですが、いかがですか。

○生活環境部長（佐藤桂三） はい。

○副委員長（杵本貴司） 佐藤部長。

○生活環境部長（佐藤桂三） 現在町長から指示いただいている期間については、令和8年度中に方向性を示すべきということで、あらゆる検討をしているところでございます。

○副委員長（杵本貴司） 委員長を交代します。

（委員長交代）

○委員長（常盤繁範） ほかにございませんか。もしほかに気づいた点があれば、3月議会で予定されております予算審査の際にでも事業計画にのっとる形で予算編成されますので、その際にでも質疑応答していただければと思いますので、審査いただければと思いますので、設問1に関してはここまでとさせていただきますのでよろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） 異議ございませんね。

では、続きまして、設問2のほうに移らせていただきます。

まほろば環境衛生組合について、理事者のほうからご説明いただけますでしょうか、お願いします。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） では、私のほうから、まほろば環境衛生組合についてご説明のほうをさせていただきますと思います。

まず、（1）番についての組合議会の案件及び結果についてでございますが、令和8年2月21日に、令和7年第2回組合議会定例会が開催されております。案件については6つございまして、1つ目の組合一般会計補正予算（第1号）については、預金利率の上昇による預金利子額を補正するものでございます。

2つ目の組合一般会計補正予算（第2号）については、河合町の可燃ごみ緊急運搬による運営費の増額によるものでございます。

3つ目、4つ目の繰越計算書の報告については、中継施設の建設にかかる令和7年度への予算の繰越しによるものでございます。

5つ目の令和6年度組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案認定とされております。

6つ目の組合一般会計補正予算（第3号）については、令和6年度の決算が固まったこと

によりまして、組合予算の執行残金の市町村への返還金が確定したことによるものでございます。

次に、2つ目、緊急対策搬入費用負担についてでございます。こちらについては、諸事連絡事項においてご報告のほうをさせていただいておりますが、昨年4月に焼却炉2号炉の誘引送風機が故障し、また5月のゴールデンウィーク明けから1号炉の乾燥ストーカーの動作不具合が生じたことによりまして、ごみの焼却能力が低下し、このためごみピットのごみ量が増えていき、ピットからごみがあふれる状態となりました。そこで、山辺の組合、そしてまほろば組合に協力を仰ぎまして、5月14日から7月末まで、まほろば組合の10トン車で河合町の可燃ごみを運搬いただき、山辺組合のやまとe c oクリーンセンターでごみ処理いただいております。運搬回数については、記載のとおり51回で、運搬費用は173万9,100円でございます。

なお、この費用につきましては、負担金としてまほろば組合に支払っております。

続きまして、(3)番、返還金の覚書についてでございます。こちらにつきましては、まほろば組合の負担において、これまで可燃ごみ分と不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ分が分かれておりませんでした。このたび、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ分の額を定めたことによりまして、返還金の覚書を締結しております。この返還金につきましては、安堵町の中継施設における容器包装プラスチックごみ分と広陵リレーセンターでの不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ分の2種類ございまして、安堵町中継施設における容器包装プラスチックごみ分の返還額は2,889万円、広陵町内中継施設における不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ分の返還額は1,769万7,000円、合計4,658万7,000円でございます。この返還額のうち、中継施設における容器包装プラスチックごみ分については、一昨年に組合から提示を受けてから交渉を重ねまして、現在の額になったものでございます。河合町への返還については、返還方法に記載しておりますとおり、今年度の組合負担金において1,176万5,000円差し引いていただいております。残りの額のうち3,397万7,000円は今年度末に返還、そして84万5,000円については、令和8年度に返還される予定でございます。

以上でございます。

○委員長（常盤繁範） では、質疑応答に移りたいんですけども、事前に配付させていただいている資料に、覚書の内容、条文が書かれているものがございます。配付させていただいておりますが、皆さんお手元でございますでしょうか。A4で、開くとA3になるぐらいの形の覚書です。それも踏まえて質疑応答いただければと思いますので、よろしく願いいた

します。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） ページ4ページの返還金覚書についての金額ですが、令和7年3月において、組合内での金額調整で精査して2,889万円、それと、また広陵町内のリレーセンターの諸経費としての1,769万7,000円を返還するとなっておりますので、金額だけの表示となっておりますんですけども、この算定根拠を表す資料は別途頂けますか。金額だけ言われても分かりにくいので、どういった根拠で、約19億円建設費がかかっています。その19億円の中に、可燃の中継施設のセンターの経費と、それプラス安堵町に係る施設の建設費とリレーセンターの建設費と、こういった3つのカテゴリーがあります。そういった内容の金額を表した上で、こういうふうになりますよ。今ご説明しなくてもいいですから、後日、具体的な資料を出していただけますか。

○委員長（常盤繁範） 質問の内容をちょっと整理させていただきたいんですけども、令和7年9月3日の日に、生活環境部から環境対策課報告関係という形で説明資料がある程度出されているんです、調整額について。これ以上の、要はもともとの、なぜその金額になるのかというところをもう少し掘り下げた形の資料を提出いただきたいという形の質問であったのかというところを確認したいんですが、いかがですか。

○委員（長谷川伸一） はい、委員長。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） そのとおりでございまして、9月定例議会の前に、9月3日に担当部局から頂きました、金額は全く4,658万7,000円となっておりますけれども、その資料の中でも具体的な算定の基準、概算でもいいですから、そういうのが示されていません。そういった意味で、補足として、この4,658万7,000円の算定根拠を示す資料を教えてください。示してください。

○委員長（常盤繁範） それは後日でもいいんですね。

○委員（長谷川伸一） 今。

○委員長（常盤繁範） 今分かればですね。

ご答弁いただけますか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

- 環境対策課長（内野悦規） 委員おっしゃいましたこの詳細な資料というところでございますが、こちらにつきましては、後日ご報告させていただければと考えております。
- 委員長（常盤繁範） 長谷川委員。
- 委員（長谷川伸一） 後日というのもいろいろありますので、予算、3月には定例議会もありますから、いつまでに提示していただけますか、教えてください。
- 委員長（常盤繁範） 森川次長。
- 生活環境部次長（森川泰典） すみません、取りあえず今日の委員会の中で、当然先ほど2点ほど報告をなさいたという案件もありましたので、その辺も含めまして、できれば2月末までには各委員さんのほうに報告等させてもらいたいと思っております。
- 委員長（常盤繁範） 長谷川委員、よろしいですか、その形で。
- 委員（長谷川伸一） はい。
- 委員長（常盤繁範） 長谷川委員、どうぞ。
- 委員（長谷川伸一） 2月末までによろしくお願いします。
- 委員長（常盤繁範） ほかにございますか。
- 委員（長谷川伸一） はい、委員長。
- 委員長（常盤繁範） 長谷川委員、どうぞ。
- 委員（長谷川伸一） 次の質問は、返還方法につきまして、今、令和7年度組合予算額で調整がされているのか、もうしたのか、今からするのか分からないですけれども、1,176万5,000円が明示されています。令和7年度、組合から返還は、これは3,397万7,000円、令和8年度の執行残返還金で84万5,000円となっているんですけれども、まず一番目の令和7年度組合予算額で調整1,176万5,000円は、令和7年2月と令和7年8月のまほろば組合の議会の会議録を見ますと、そこには具体的にはちょっと明記されていないんですけれども、教えてくださいいただけますか。
- 委員長（常盤繁範） 内野課長。
- 環境対策課長（内野悦規） 令和7年度組合予算額で調整というところでございます。こちらにつきましては、令和7年度の河合町の負担額、合計額なんですけれども、そちらで当初のときに差し引いて算出のほうをしていただいております。
- 委員（長谷川伸一） はい。
- 委員長（常盤繁範） 長谷川委員。
- 委員（長谷川伸一） 令和7年度の本予算、当初予算で、河合町は可燃ごみとか負担金が三

千四百何万円だったと思うんですけども、実は四千何万円だったと、そういうような表示の仕方でもよろしいのでしょうか。それはどのように計算したか。ただ、見ましたよ、安堵町と河合町と広陵町の分担の金額を見ているんですけども、その3,400万円の中に、もう引いた金額で3,400万円となっているんですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 委員おっしゃるとおりで、この三千何万円といいますのは1,176万5,000円を差し引いた後の負担金の額でございます。

○委員長（常盤繁範） ほかにございますでしょうか。

坂本委員。

○委員（坂本博道） 覚書の関係で確認と理解を深めておきたいんですけども、これ全体から見ると、基本的にはこれは、今課されているのは、広陵町から不燃や粗大は行くということになっているための向こうの整備、一切費用について河合町も実は払っていたので、それを返してもらおうと。だから、もしうちが入ることになれば、本当はこれぐらい要ったんだという理解でもよろしいでしょうか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 委員おっしゃるとおり、もし不燃等に参加した場合については、建設費としてこの額は必要になってきます。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） その上で、裏の2ページ目のところの2条の一番最後の4のところ、だから、マテリアルが、河合町ですね、不燃ごみ等事務の参加に際しということで、河合町清掃工場10トン車への不燃ごみ、粗大ごみの積替えが生じるときということで、そういうこと、前確かに、もし入れるとしても、広陵町が地域との合意が難しいから、広陵を出発して河合で積み替えて、それで天理へ行くみたいなことになるかもしれないという話がちょっとありましたけれども、それを念頭において一応文言にしておいたと。ただし、そのときの費用は、もし初めから広陵に入っていたら今言われている金額は全部要るんだけど、建物を建てるには参加してないから、何ぼかそれはそのときに協議しましょうというように読み取ったのでよろしいでしょうか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 委員おっしゃるとおりでございます、河合町がもし不燃ごみ

に参加した場合についても、現在広陵町のリレーセンターで不燃ごみの積替えが行われておるところでございますが、河合町が広陵町に持っていけるかどうかというところは現在も不透明な状態状況でございます。ですので、そういった場合に備えて、河合町でも積替えが行われる場合があるというところと、河合町がもし参加する時期によって、この第4項で記載しておるんですけれども、令和12年10月以降に参加する場合については、改めて協議のほうをさせていただくというところで記載のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） なかなか重要な項目だと思うんですが、ちょっとそれで、さっき町長の答弁もあったのでもう一遍教えてほしいんですが、令和12年10月1日以降というのは何の意味があるんですか。さっき町長もその制約があるんではないかと言われてるように思うんですが。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） こちらについては、まずまほろば組合さんが本稼働されたのが去年の10月からというところでございます。本稼働から5年間については現状の額で参加した場合にお支払いをするということでございますが、河合町の入る時期、例えば10年後、15年後、20年後に入った場合に、今この返還していただく4,658万7,000円をそのまま元に戻す形でいいのかというふうな議論も生じるかと思えます、経年劣化もございますので。そういった場合に備えて、こういった形で書かせていただいております。

○委員（坂本博道） はい。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） このあたりをどうするのかというのは、ちょっと会議になると思うんですけども、ただ、同じようなことで、広域の天理の本体へ入ることについてのときにも同じようなことが本来に出てくると思うんですが、何らかのそういう試算はされているんですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 山辺の組合のほうにつきましては、河合町がもし不燃ごみ等に参加した場合の額については、組合のほうから提示のほうを受けております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ちなみに幾らぐらいというのをに入れておるんですか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 現在山辺の組合のほうから河合町に報告いただいている経費につきましては、約5億1,000万円ほど必要ということは聞いております。

○委員長（常盤繁範） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○委員長（常盤繁範） なければ、この設問はここまでとさせていただきたいんですが、よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） それでは、10分ほど休憩させていただきます。加えて、河合第二小学校では今日まで学校閉鎖になっております。インフルエンザが猛威を振るっておりますので、換気をお願いしたいと思いますので、傍聴者の方々におかれましては、若干寒くなりますが、ご了承いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、休憩をさせていただきます。再開は、この時計で14時40分から。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○委員長（常盤繁範） では、再開させていただきます。

設問3、河合町清掃工場の今後の予定について理事者のほうからご説明いただきまして、その後質疑応答を行います。

お願いします。

○環境対策課長（内野悦規） はい、委員長。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） それでは、私のほうから、3番、河合町清掃工場の今後の予定について、ご説明させていただきます。

まず、（1）番、仮ストックヤードについてでございます。こちらにつきましては、今年度予定していたストックヤードの建設について、一旦計画を破棄しまして、次の（2）の部分にも関わることでございますが、焼却炉の解体に合わせての建設を考えておりまして、現在のところ令和10年度と考えております。これまでの間は、焼却炉のごみピット前を活用しまして、持ち込みごみの受入れに対応していく予定でございます。

続きまして、(2)の焼却炉の解体についてでございます。こちらにつきましては、現在有利な財源を活用するべく環境省へ陳情等を行っているところでございます。また、国の交付金が活用できない場合につきましては、公共施設等適正管理推進債を活用することを考えております。この起債を活用するに際しては、期限が山辺の組合の本稼働から5年以内というふうになっておりますので、令和12年4月30日までには完了するよう進める予定でございます。

以上でございます。

○委員長（常盤繁範） ありがとうございます。

質疑応答を求めます。ございませんか。

佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 今説明がございました公共施設等適正管理推進債、これ括弧して集約化となっているんですけれども、これを、最悪というか、国にお願いしても駄目な、陳情に上がったも駄目なときにはこれを使うことで理解したんですけれども、これをするに当たってのメリット、デメリット、これはどのぐらいのお金をうちが用意せなあかんのかとか、具体的なおおよそ今分かる範囲で教えてもらえませんか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） こちらの起債、公共施設等適正管理推進債についてでございます。こちらについてなんですけれども、まず事業費がございまして、解体の費用ですね、解体の費用から清掃工場の焼却炉の土地の売却相当額がまず差し引かれます。差し引かれた後の事業費の90%について起債を起こすことができまして、その90%を起こした起債の半分、50%ですね、50%については交付税措置をされるというものでございます。

○委員（坂本博道） はい。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 簡潔に。1つは、仮ストックヤードのほうの設計は終わっていたように思うんですが、費用としては、それはよかったですか、予算的に。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 仮ストックヤードの設計のほうは実施済みでございます。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ということは、要するに今の段階ではそれはちょっと無駄になっているんですが、次10年頃といいながらも、次やるとき、基本的考え方が変わらなかったら設計そ

のものは有効で、そのときの単価が変わるかもしれんけれども、そういう考え方では活用したいということによろしいですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 委員おっしゃるとおり単価自体は変わると考えておりますが、今の設計の計画で実施のほうをしていきたいというふうには現段階では思っております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） あと2のほうですが、一つ、河合清掃工場の都市計画決定変更というのは、これはちょっとどういう意味なんでしょうか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 清掃工場の焼却炉を設置する際に、都市計画決定におきましてこの場所に焼却炉を設置するというので決定のほうをされております。ですので、今後解体の前に、こちらのほうも都市計画決定の変更をかけまして、焼却炉がここにあるということを取り除く作業が必要になってくるというところでございます。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） もう一つの最後のさっきの公共施設のほうですが、集約化のほうという表現をされているんですが、これは何かを集約して新しいものをつくる時に確か出ると思うんですけども、それは何を集約して何をつくるということになるんですか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） こちらの集約化につきましては、山辺の組合が新しく焼却炉を建てられました。これによりまして、既存の焼却炉を集約して、そちらのやまとecoのセンターにおいて焼却するということですので、この意味合いで集約化というふうになっております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 分かりました。ということは、いわゆるさっきとちょっと関連になるんですが、マテリアル部分というか建て替えたいというようなこともちょっと言ってたような気がするんですが、そういうこととは関係ないということによろしいですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） こちらの起債につきましては、解体の費用に対して起債ができるものというものでございますので、続いて何かを建設するというメニューとはまた異なり

ます。

○委員長（常盤繁範） 委員長を交代します。

（委員長交代）

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） まず一問一答でぱっとお答えいただければと思うんですが、（１）番、仮ストックヤードについてという形でご説明いただきました。関係各所ご協力いただきまして視察のほうも実施させていただいて、実態のほうを我々委員、各議員も確認させていただいている状況でございました。その中でご説明いただいたお話としましては、こちらの配置図に書かれているところは仮のストックヤードだという形でご説明いただいております。今回の資料については、仮ストックヤードという形で、これ仮置きですね、仮置きという意味合いのストックヤードという形で配置図のほうをお示しいただいているんですが、確認をさせていただきたいんですけれども、以前出された仮の設置のストックヤード、仮設置のストックヤード、その設計と計画については白紙にするのでしょうか、しないのでしょうか。

○副委員長（杵本貴司） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 今現在、環境のほうで仮ストックヤードについての設計等を含めてそれを整備させてもらっております。この件につきましては、当然今後、焼却炉の解体工事含めて、今現在焼却ピットの前に置くことで仮置きで検討させてもらっております。当然焼却炉を解体した場合についてのストックヤードをどこかへ新設しなければならないことがありますので、この分については、これからも建築できるまでこの設計単価を使いながら建設に向けて準備したいというふうに思っております。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） ご答弁いただきましてありがとうございます。では、その辺について確認させていただきたいんですが、もともと仮のストックヤードという形で予定していたところの部分については、土地の返還問題というんですか、賃借の、まだ残っております。こちらのほうの進捗状況は今どうなっておりますでしょうか。

○副委員長（杵本貴司） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 現在、貸付地につきましては、担当する部署は総務課になっております。現在生活環境部といたしましては、総務課の対応の内容等についてちょっと回答を持ち合わせておりませんので、本日回答は差し控えたいと思っております。

以上です。

○委員（常盤繁範） はい。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 仮ストックヤードについて設問3を設けて河合町清掃工場の今後の予定についてという形で設問を載せておりますので、当然答えを求められる内容だと思われま。私としては今の答弁は逃げの答弁だと思うんですけれども、これ事前に確認しておくべきだったんじゃないんですか、この特別委員会の際にと思うんですが、姿勢を伺いますが、森川町長はどのようにお考えですか。

○副委員長（杵本貴司） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） まず、仮ストックヤードにつきましては、この資料にも書かせていただいておりますとおり、今設計を行っている分については、令和10年度頃には設置したいと考えております。当然それまでには土地の貸付地について解決する必要がございます。既に担当部局においては借主と接触して、弁護士の意見も聞きながら対応に当たっているところがございますが、例えば今すぐもう解決間近ですとか、そういうわけではないというのだけちょっとだけ抑えさせていただきます。

以上でございます。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） ありがとうございます。求めていたご答弁をいただきました、ありがとうございます。

続きまして、確認させていただきます。配置図のほう、これ視察の際にも懸念として我々のほうで視察した人間として申し上げたんですけれども、コンテナの数はこの数で足りるのか。2基の配置という形で書かれているんですけれども、こちらのほう、予定としては、バッファとしてもう一つ設けるべきだと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） コンテナの数につきましては、昨年の視察に来ていただいたときにもお話をいただいております。当初は1つ追加が必要かどうかというところで実際検討しておりました。その検討の結果なんですけれども、午前中については、収集ごみは中継施設に行きますので、住民の持込みごみは清掃工場には持ってこられません。ですので、午前中は、このコンテナ、可燃ごみ用と刈草用のごみのコンテナ2つとも活用が可能というところがございますので、運用をさらに見直して経過を見ていこうというふうに

現在のところ考えております。また、今年の夏、刈草の繁忙期になるんですけれども、そちらを踏まえて、令和9年度において追加するかどうか検討のほうを令和8年度に実施しているというふうに考えております。

○委員（常盤繁範） はい。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 分かりました、ありがとうございます。

続きましてですが、（2）番、焼却炉の解体についていう形で、3行目です。アスタリスクがついておりまして、循環型社会形成推進交付金を活用できない場合のスケジュールと書かれておりますが、確認したいんですけれども、点線で矢印が書かれているところの部分がアスタリスクに対象するスケジュールになるということに理解してよろしいですか。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） すみません、実線の部分と点線の部分についての意味合いでございます。こちらについてなんですけれども、例えば清掃工場の都市計画決定の変更の手続を行うというところでございますが、令和9年度当初から始めまして、1年間で変更の手続が全て完了するのかどうかというところがございます。もし1年以上、1年半かかった場合に備えて、令和10年度のところで点線のほうは書かせていただいているんですけれども、余裕を持つての点線の意味合いでございます。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 分かりました。では、アスタリスク、循環型社会形成推進交付金を活用できない場合のスケジュールというのはどこに表記されているのでしょうか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 交付金を活用できない場合のスケジュールについて、この表でお示しさせていただいておりますとおり、令和9年度から11年度までのスケジュールというところでございます。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 私だけ理解できていないのかもしれないんですけれども、確認させてください。公共施設等適正管理推進債集約化という部分のものです。それに対して、この交付金が交付されるという形で理解しているところなんですけど、もう一度説明いただけますか。スケジュール上では、実際行おうとしている推進計画としては、この表記されている形では

ないということですか。どういうことなんですか。その辺がはっきり分からないんですけれども、いかがでしょうか。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

（「だから、できない場合のスケジュールがこの表ですと言われても、あれと思ったんですよ。もう一度いいですか」という者あり）

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） すみません、まずこちらに表示させていただいています表、こちらについては、交付金を活用せずに公共施設等適正管理推進債を活用するのであれば、こういったスケジュールになりますというところの予定のスケジュールでございます。

○委員（常盤繁範） はい。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） それでは、循環型社会形成推進交付金を活用できた場合はどのようなスケジュールになるんですか。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 交付金を活用する場合でございますが、活用する場合には、地域計画に河合町がまず今後実施すべき事業、例えば解体して、その後に広域化に参加するのであれば中継施設であったり、単独で行くのであればマテリアルの施設を新たに建てるというふうな事業を地域計画に掲載します。その後、設計と工事に入っていくという流れでございます。

○委員（常盤繁範） はい。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 前段ご説明いただいていますから、状況は分かっております。分かった上で私が聞いているのは、焼却炉の解体の事業について、分かりますか、そのほかの地域計画というのは当然前提として必要だと思います。実際に要はマテリアル系の受入れの施設等も考えなくちゃいけない可能性もあります。それは分かっているんですよ。なんですけれども、その上で、焼却炉の解体について、もう使いものにならないですよ、焼却炉の解体について、同じぐらいのスパンで、期間で解体も行う形、年度は違えど。そういう意味で、おおよそ3年間になるのか、もしくは、要は環境型社会形成推進交付金を活用するともう少し手続が必要で長いスパンの期間が必要になるのか、そういったところを確認させてもらうた

めに今お伺いしてるんですけれども、基本的には同じですか、年数としては。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） すみません、ありがとうございます。交付金を活用する場合についても、おおよそになるんですけれども、令和9年度から11年度のスケジュールでいけるのではないかと。解体までですけれども、いけるのではないかと思います。といいますのは、まず令和8年度において地域計画の事業の掲載を進めるところがございますので、そういう意味では、令和9年度からスタートできるのではないのかなというふうに考えます。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） すみません、私のほうで最後にさせていただきますが、地域計画、地域計画と出ていますけれども、これ途中から、5年間の形で、スパンで地域計画を定めました。その中で、途中で、絶対うちのまちには必要だということで起債がないように変更することは可能ですか。要は策定された期間が5年間のスパンの中で、必要性を感じて、例えば2年目ぐらいに、これは絶対にうちのまちにとっては必要だという形で起債するということは可能かどうか。起債変更です、要は。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 可能でございます。

○委員（常盤繁範） 分かりました。

○副委員長（杵本貴司） 委員長を交代いたします。

（委員長交代）

○委員長（常盤繁範） 委員長交代します。

佐藤委員、どうぞ。

○委員（佐藤利治） 今常盤委員がおっしゃっていた同じ内容なんですけれども、できたら、説明を聞いていても僕だけかも分からんけれども分からんので、できたら、今回の表は公共施設等適正管理推進債ということをお題目をここに書いてもらって、もう一つは、同じ表、全く今の説明やったら、スケジュールは一緒になるんだったら、一緒の絵でいいので、これを使った場合にもこうなりますというやつを後日頂けませんか。表とお題目だけちゃんと書いて。アスタリスクを描いたら勘違いしますわ。

○委員長（常盤繁範） 回答をお願いしますか。

森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） ちょっとこの表が分かりにくいこともありますので、一旦公

適債を活用した場合のスケジュール、それと循環型の交付金を活用した場合の想定されるスケジュールについては、ちょっと地域計画の作成等もありますので、それをちょっと検討させてもらった上でまた報告させてもらいたいと思います。

○委員長（常盤繁範） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） あくまで国に対して陳情しているわけですから、ゴールも決めんとして
いることは考えられへんので、その経過を書いてくださいね。よろしくお願いします。

○委員長（常盤繁範） これ時期を確認したいんですが、いつまでに出せますか。

森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） ちょっと当然検討等を含めて必要ですけれども、2月末を
めに提出させてもらいたいと思っております。

○委員長（常盤繁範） 分かりました。

中山委員、どうぞ。

○委員（中山義英） いいです。

○委員長（常盤繁範） いいですか。ほかに。

長谷川委員、どうぞ。

○委員（長谷川伸一） 焼却炉の解体はイの一番にやらないかんと思います。実際に財源的に
公共施設の適正管理推進債を受けるために、令和12年の4月までにやらなきゃいけないのか、
もしもう一般財源で、例えばの話ですよ、もう一般財源で、河合町の財源でやろうと思えば、
環境省として、この焼却炉の解体はいつまでにやらないかんのか。それだけ、その点だけ教
えてください。なにせ5年以内に解体しなければいけないのか。

○生活環境部長（佐藤桂三） はい。

○委員長（常盤繁範） 佐藤部長。

○生活環境部長（佐藤桂三） あくまでも単独事業として実施する場合はこの表のとおりなん
です。先ほどからちょっと補助金とかいろんな話が出ていますけれども、あくまでも単独事
業として実施する場合は、一番有利な地方債というのがこの公適債でございます。そのタイ
ムリミットは、山辺が稼働したときから5年以内という意味合いで理解していただくために
この表を作ったわけです。

以上です。

○委員長（常盤繁範） ほかにございますか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（常盤繁範） では、この設問は以上とさせていただきます。

続きまして、収集事業について質疑を行いたいと思いますので、理事者のほうからご説明いただけますでしょうか、お願いします。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） それでは、私のほうから、4番、収集事業についてご説明させていただきます。

まず、（1）番、ごみ袋についてでございます。こちらにつきましては、これまで年2回大字・自治会に向けてお配りさせていただいております資源ごみ袋のセットを廃止しようというふうに考えております。そこで、来月、3月の大字・自治会への配布を最後としまして、袋がなくなり次第、例年の配布時期である9月ぐらいにはなくなるであろうというふうに考えておりますが、それ以降につきましては、市販の袋でごみを出していただくというふうに考えております。

続きまして、（2）番、分別方法の方針概要についてでございます。現在、環境対策課におきまして、プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集、そして粗大ごみの有料化及びリクエスト収集の実施について検討を進めているところでございます。まず、プラスチック製容器包装廃棄物とは、資料の右側に示しているプラマークのことでございまして、このマークがついている廃棄物を、これを別に収集することでございます。

続いて、粗大ごみの有料化とは、ごみの減量化を目的としまして、他市町村で実施されておりますように粗大ごみのシールを有料化することでございます。また、粗大ごみのリクエスト収集とは、電話等によりまして引取りの申込みを受け付けまして、指定の日にご自宅の前まで引取りに伺うというところでございます。

なお、現時点におきましては、先行市町村への聞き取り等を進め、具体的な案を検討している段階でございます。詳細が決まりましたら改めてお伝えさせていただこうと考えております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

○委員長（常盤繁範） 質疑のある方は挙手をお願いします。

坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本博道） 1つは、これの方針自体は、どのように、どの時期ぐらいに実行しよう、例えば粗大ごみの検討を含めてですが考えておられるんですか。

○委員長（常盤繁範） （2）ですね。分別方法の方針概要ですね。

内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 粗大ごみの有料化と、あとプラスチック製容器包装の分別というところについては、現在のところになるんですけども、令和9年度から実施できればというところで考えてはおります。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 当然これ有料化を含めて、いろいろほかの市町村でもやろうとして止めているところもありますし、ちょっといろいろ実際の効果ということを含めてよく研究してやってほしいなと思います。

それから、最後のリクエスト収集というのは、今のまごころ収集と、どういうものを、違うものを想定しているのですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） まず、まごころ収集についてなんですけれども、こちらについては福祉業務のほうでございまして、それとは異なるものでして、清掃工場で電話で受け付けてまして、いついつ何時頃に取りに伺うというところで受付しまして、その日に引取りに伺うというものでございます。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） これもよく研究していただいて、従来からの戸別収集のことも含めて言ったりしていますけれども、今のまごころ収集も、結局は確か清掃センターのほうから日を決めて職員が行っているように聞いたりしている。ただし、上限があったりして。だから、そういう点は特に高齢化の中でもありますから、さっきの引っ越しとかだけじゃなくて全体として有効に使えるような研究はする必要があると思うので、ちょっとこれもよく、また途中、途中で質疑が要るかなと思っておりますが、これもテンポとしては令和9年度をめどなんですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） このリクエスト収集については、粗大ごみと同一といいますか、粗大ごみの有料化によりまして、粗大ごみの収集をリクエスト収集で受け付けるということ想定しております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ちょっとこれは具体的に議論が始まって、また言ってもいいです。とい

うことは、要するに可燃ごみとかは想定していなくて、取りに行こうというんじゃないで、粗大ごみについてということですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 申し訳ございません、粗大ごみについてのリクエスト収集を考えております。ですので、可燃ごみとか不燃ごみについては、これまでどおり変更なくというふうに考えております。

○委員長（常盤繁範） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（常盤繁範） では、ちょっと委員長を交代します。

（委員長交代）

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 設問の1について、まず確認させていただきたいんですけども、資源ごみセットを廃止することによって、今までの発行手数料というんですか製作手数料というんですか、どのぐらい見込んでいらっしゃるのでしょうか。削減ですね。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 製作費なんですけれども、概算なんですけれども、300万円程度です。

○委員（常盤繁範） はい。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 別の場において、ごみ袋の製作費用について非常に疑義もある中で、非常に高い状態で印刷をへているんじゃないのかと指摘させていただいたこともございます。それも踏まえて、ごみ袋の製作については今後どのように考えていくのか。しっかりとした入札を、適正な入札を行って、私の個人的な話ですよ、考えですよ、私見として、もっと適正な形の入札を行った上で、ごみ袋の全製作、それによってコストの削減、そういった努力を行っていただきたいと思うんですが、その辺の所感、考えはお伺いすることはできますか。

○副委員長（杵本貴司） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 昨年9月の決算委員会等々でごみ袋の作成費用についていろいろ意見をいただきました。当然原課と環境対策課といたしましては指摘していただいた内容について検討をさせてもらって、令和8年度の予算要求をさせてもらっております。また、入札等々につきましても、今後予算が確定した段階で、どういうやり方が適正なのかどうか

も含めて検討する予定です。

なお、ちょっと若干予算要求させてもらっておりますが、詳細はちょっと言いにくいんですけれども、あくまで原課といたしましては、指摘された内容について真摯に受け止めて対応を検討して予算要求をさせてもらっておりますので、ちょっと答えになっておりませんが、回答させてもらいたいと思います。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 答えにくいところを答えていただきまして、ありがとうございます。

続けて、（２）番に移らせていただきます。粗大ごみの有料化を行う予定だという形なんですけど、これ、有料の単価、キロ当たりなのか物に対してのものなのか、単価なのか、回収費用の部分にかかってくるようになりますので、そこを少しつまびらかにご説明いただきたいと思うんですが、いかがですか。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 粗大ごみの有料化をどういった形でというところでございます。

こちら検討するに当たりまして、近隣市町村等いろいろお伺いさせていただいております。その中で、今どういった形がベストな状態なのかというところで、まだ全然決定に至っていない部分ではございますが、やり方の一つとしては、シールを発行されて、そのシールが幾らというところが、実施される場所では多いです。その部分で、あとは粗大ごみの商品、廃棄物ごとに金額を細かに設定していくのか、それとも統一的な金額を設定していくのかについては、まだある程度具体的に検討した段階でまた改めてお示しできればというふうに考えております。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 前のご答弁の中で、令和９年度からリクエスト収集も含めて行っていきたいと方針は伺っております。そう考えますと、令和８年度中にこの事業についても方針を策定して、我々のほうにご説明いただくという形でよろしいですか。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） こちらについて、具体的に実施するという段になりましたら、また改めてご説明のほうをさせていただければというふうに考えます。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） すみません、具体的に行うという段階の前に我々の意見聴取をいただきたいと思うんですが、今までの施策の検討というのはそういう形を取っていたと思うんです

が、いかがでしょうか。

○副委員長（杵本貴司） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 当然、令和9年度予定で事務を進めます。当然ごみ施策の重要な粗大ごみ等々の収集業務になりますと、その辺については、ある程度原課として内容等が固まった段階で、このごみ特のほうで報告させてもらう。当然ごみ特の中で意見をいただいて、修正等があれば修正した中で事務を進めていきたいと思っておりますので、原課としての対応案を確定した段階でお示ししたいと思っております。

○副委員長（杵本貴司） 委員長を代わります。

（委員長交代）

○委員長（常盤繁範） 佐藤委員、どうぞ。

○委員（佐藤利治） 1と2にちょっとまたがってお話させていただきます。この缶瓶袋、ペットボトル、粗大ごみシールを廃止ということなので理解はできるんですけども、できるだけ、今まであるものがなくなるという前に広報かわいなんかで意見を募集するとか、丁寧な対応をできれば。もう高齢の方なんか、それができて当たり前と、なんでというのが、広報かわいに出ていても言うてはりますので、してほしいのと、それと、リクエスト収集についても、近隣を調べているということだったので要らんことかも分かりませんが、もう既に早く奈良県橿原市ではやっております。引っ越しのとき、出るとき、入ってきたとき、その地域に、大変喜ばれています。それと、斑鳩町なんかでは、先日から、ごみ袋1枚から役場に行けば買えると、セットで大きなお金を出さなくても。そういうちょっと優しい配慮をできるだけしてあげてください。よろしくお願いします。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） ご意見ありがとうございます。その点も踏まえて、検討のほうを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（常盤繁範） ほかにございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（常盤繁範） なければ、4番、収集事業について閉じさせていただきます。よろしいですね。

では、続きまして5番です。ごみ白書について。

皆様のお手元のほうに資料がございますので、そちらのほうに目を通していただきながら、理事者のほうでありていにご説明いただければと思うんですが、よろしいですか。お願いい

たします。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） すみません、ごみ白書の説明の前に、事前にお配りさせていただいておりましたごみ白書において一部修正がございました。誠に申し訳ございません。本日改めてお配りさせていただいている資料をご覧ください、今から説明のほうをさせていただきますので、聞いていただければと思います。

それでは、説明のほうは岡本課長補佐からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○環境対策課長補佐（岡本政幸） はい。

○委員長（常盤繁範） 岡本課長補佐。

○環境対策課長補佐（岡本政幸） それでは、私岡本より、令和6年度ごみ白書について説明させていただきます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

まず、1ページ目は、令和6年度の環境対策課の職員体系と公用車の所有状況でございます。職員体系は、課長1名、事務職員4名、焼却職員3名、展開職員1名、合計9名で対応しておりました。公用車は、収集用として引取り収集依頼などに対応する軽四ダンプ1台、工場内用としてごみの選別や積替えなどに使用している2トンダンプ車2台、タイヤ処分1台の合計4台で対応しておりました。

続きまして、2ページ目に移らせていただきます。2ページ目は、ごみ搬入量を可燃、不燃別に収集方法後に集計した表となります。収集方法のその他の持込みは、下の注意書きにありますように、地方公共団体発注の剪定や草刈り工事、シルバー人材センターの持込み、あと、一般住民による持込みごみなどの集計となっております。

続きまして、3ページに移らせてもらいます。3ページ目は、令和6年度及び令和5年度の可燃、不燃別、毎月ごとの比較表となります。ご覧のとおり年度末合計の可燃ごみは62.43トン、不燃ごみは44.7トン減少しております。

続きまして、4ページに移らせてもらいます。4ページ目は、家庭ごみを可燃ごみ、不燃ごみ、缶・瓶、ペットボトルごとに、一日当たりのごみ量と世帯当たりのごみ量、一人当たりのごみ量を算出した表となります。先ほどの2ページの各家庭系ごみの合計を年度末の世帯数及び人口を基に算出した表となっております。

続きまして、5ページに移らせてもらいます。5ページは、令和6年度をベースとして直

近5年間の家庭系ごみ量を算出した表となっております。河合町の人口は毎年減少しております。ごみ別に比較してみますと、可燃ごみは毎年減少しております。

続きまして、6ページ目に移らせてもらいます。6ページ目は、各家庭系ごみの合計を過去5年間、年度末の世帯数及び人口を基に算出した表となっております。一人当たり及び一世帯当たりのごみ量は、全てのごみにおいて毎年増減を繰り返しております。

では、続きまして、7ページに行かせてもらいます。こちら7ページは、過去5年間の事業系ごみの可燃・不燃ごみの比較表でございます。令和5年度と比較し、令和6年度は、合計34.2トン、約3.24%減少しております。

では、続きまして、8ページに移らせていただきます。8ページは、過去5年間のごみ最終処分量の表となっております。可燃ごみによる焼却灰は、焼却するごみによっては増加することがあり、増減がございます。不燃ごみ、破碎ごみなどについては、年々減少しておりますが、鉄くずについては増減を繰り返しております。

では、9ページをお願いいたします。9ページは、集団資源回収の回収量の過去5年間の集計表となっております。集団資源回収は、町内の子供会、自治体、大字などのグループによって実施していただいております。こちらのほうは、毎月減少しております。例年、集団資源回収のPRは広報紙やSNSなどの活用により行っておるところではございますが、人口減もございまして、回収量は減少しているのかなと考えております。

続いて、10ページに移らせてもらいます。令和6年度河合町の一般会計歳出決算額に対し、ごみ処理に係る経費や割合、歳入として、ごみ持込み手数料を記載しております。下の表は、ごみ1トン当たりの処理経費の表となっております。1トン当たりの諸経費は、ごみ処理経費総額を年間ごみ総量で割り戻して算出しております。また、家庭系、事業系などの内訳の経費につきましては、各処理量の比率案分で算出しております。

なお、注意書きのとおり、10ページ及び11ページのごみ処理経費には、し尿処理経費及び資源回収補助金については含んでおりません。

最後、11ページになります。11ページは、令和6年度ごみ処理経費内訳表となっております。予算決算書という目単位の合計額を節単位の内訳で表しております。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○委員長（常盤繁範） ご説明のほう、ありがとうございました。

では、内容確認のための質疑応答に移らせていただきます。

ページ数ごとに進めさせていただきたいんですが、異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(常盤繁範) よろしいですね。

では、まず1ページ目、組織体系から、ご質問はございますか。

(発言する者なし)

○委員長(常盤繁範) ないですね。

では、2ページ、搬入量、よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長(常盤繁範) 続きまして、3ページ、月別の搬入量、よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長(常盤繁範) 続きまして、4ページ、一日当たりのごみ量、よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長(常盤繁範) 続きまして、5ページ。

すみません、長谷川委員、どうぞ。

○委員(長谷川伸一) 4ページの家庭系ごみにおける一日当たりのごみ量の分析を出していただいて、数字は毎年参考に参照しているんですけども、このキログラム、一日一人当たりのキログラムと排出量は、河合町としては分かるんですけども、ほかのまちと比べて多いのか少ないのか、そういった内容はどのように分析しているか。細かい数字はいいですけども、平均並みとか多いですか少ないとか、そこら辺は、担当者は理解されているのでしょうか。

○委員長(常盤繁範) 内野課長。

○環境対策課長(内野悦規) 他市町村との比較というところでございます。他市町村との比較というのがなかなか難しいところがございます。といたしますのが、分別方法の詳細については市町村によって異なっております。ですので、それも踏まえて、今後試算のほうをさせていただければというふうに考えております。

○委員長(常盤繁範) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○委員長(常盤繁範) なければ、5ページに移ります。直近5年間の世帯数、人口及び家庭系ごみ量、この表でよろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長(常盤繁範) では、次のページ、6ページ。

坂本委員。

○委員（坂本博道） 一人当たりのごみ量というのは意外と減ってきているように思うんですが、そのあたりの要因はどのように見ておられますか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 一人当たりのごみ量が減っている要因というのが、なかなか難しいところもあるんですけども、店舗によって商品を買うときに包装を最近簡易になさっているというふうな取組もございます。そういった影響も少なからずあるのかなというふうには考えておるところでございますが、ほかの要因もあるのかなというふうにも考えております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 先ほどの収集なども含めてですけども、全体としては、ごみ減量化するという大きな目標を持ちながら、現状と、それから対応というのは、ちょっと系統的にぜひ考えていってほしいなと思って、その辺の分析もまたお願いしたいと思います。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） ありがとうございます。それも踏まえまして、またさらなる分析のほうを進めていきたいなというふうに考えます。

○委員長（常盤繁範） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○委員長（常盤繁範） なければ、次のページ、7ページに移ります。事業系。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（常盤繁範） 佐藤委員、どうぞ。

○委員（佐藤利治） すみません、過去のことなので簡単で結構ですけども、この表の令和3年、事業系のごみ、なんでこんなに伸びているのかと思って。端的に教えてください。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） こちらについては、某企業の廃止というんですかがありまして、それに伴って、可燃性の粗大ごみが増えたというのが原因でございます。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 7ページにつきまして、事業系のごみなんですけれども、令和2年から減ってきて、好ましい状況、数字は好ましいんですけども、近年事業系のごみの収集車

をかなりよく見かけるんですけども、可燃ごみだけが排出されているとは思わないですよ。不燃ごみとか缶とかも一部、例えばスーパーでしたらアルミ缶なんかは自主回収して資源リサイクルしていますけれども、可燃ごみだけというふうにしているのをちょっと理解、不燃ごみも入っているのと違いますか。例えば何とかスーパー、スーパーも含めてコンビニエンス、各事業、もう何もかも一緒にごみ袋に入れています。それで可燃ごみとするのがいいのかどうか。この数字がちょっと非常に私は理解しがたいんですけども。不燃ごみはないんですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 事業系のごみというところで、各店舗さん、事業者さんにおいて、その中で分別のほうはもちろんされております。その分別の方法がどこまでされているかというところもあるんですけども、一般廃棄物の事業系としましては、可燃ごみとして出されているものの収集というところになりますので、去年広域化が10月から始まっておりまして、その前にも改めて各業者さんのほうにはこちらのほうとしても周知のほうはさせていただいております。それも踏まえまして、今後も啓発のほうも進めてまいりたいと思っております。

○委員長（常盤繁範） ほかにございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（常盤繁範） なければ、次のページ、8ページに移ります。最終処分量です。よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（常盤繁範） 続きまして、9ページ。

佐藤委員。

○委員（佐藤利治） ちょっと教えてほしいんですけども、この表、トン当たりで書かれているんですけども、一番いいという表現がどうなのか分からんですけども、令和2年からアルミ缶とかなかったですか。この表ではないんですけども、この白書の中にアルミ缶はまた別冊であるんですか。出ていないんですけども、その辺をちょっと教えてもらえませんか。目玉やと思うので、アルミは。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 委員おっしゃるように、確かに各大字・自治体におかれましては、缶瓶も収集のほうをされている地域もございます。ですけども、このごみ白書で表現

しておりますのは、集団資源回収をされて、河合町として助成金を出させていただいているメニューを表現させていただいております。ですので、地域では、缶瓶も収集はされておりますが、町としてはその部分については助成しておりませんので、あえて記載からは外しているということでございます。

○委員長（常盤繁範） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○委員長（常盤繁範） なければ、委員長を交代します。

（委員長交代）

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） このページについて確認を何点かせていただきたいんですけども、団体助成金対象という形で改めて先ほど説明いただいておりますが、その団体助成対象の団体はどの団体になりますか、ご説明いただけますか。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） まず各地域の大字・自治会が主にでございます。地域によりましては、子供会であったりというのもございます。

○委員（常盤繁範） はい。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） ご答弁いただきました。来年度から子供会をもうやめますと、解体しますというところの地域も出てきているんですよ。そういったところというのは、どういう形で移管されていくのか。例えば収集事業をしていたんだけど、交付対象としてあったんだけど、その子供会が要はもうしないと。子供会という組織を解体すると。そういった場合、どういう形で助成されていくのか。その辺のノウハウというのは何かお持ちなんですか。規定ですとか規約ですとか条例ですとか、そういったものはあるんですか。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） まず、この制度といいますけど、年度当初に各助成団体を登録させていただきます。登録のための申請をしていただくという流れでございます。過去にも子供会、老人会が登録団体代表となられましてされておったんですけども、そこがなくなるというところで、地域としてもどうしようということも相談を実際受けたこともあります。その際には、最終的には大字・自治会が引き継いでこの事業を継続するというところで、次年度からは大字・自治会が登録団体となられて集団資源回収をされているというのは伺って

おります。

○委員（常盤繁範） はい。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） ありがとうございました。しかるべきしてそうなるのではないかなというのは理解しております。地域の方々が、大字の方々が、協力の上でごみの収集、要は集積場所に持っていくという形になりますので、そうなるとは理解している。今のご説明の内容では理解しているんですが、これに対して、もう一度お伺いしますが、要項ですとか規約ですとか規則、そういったものがあつた上で助成をしているのかということを確認したいんですが、いかがですか。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 集団資源回収の、すみません、今、詳細には申し上げにくいんですけども、要綱という形であつたかなというふうに考えております。またちょっと確認のほうさせていただいて、改めてお示しさせていただきます。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） あるのであれば、2月末までに各委員にお示しいただきたい。ないのであれば、作るべきです。その辺のところをお答えいただけますか。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） すみません、2月末で報告のほうをさせていただきます。

○委員（常盤繁範） なければ作っていただきたいんですけども、それも答えていただけますか。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） なければ、もちろん作成はします。させていただく予定でございます。

○委員（常盤繁範） ありがとうございました。

○副委員長（杵本貴司） 委員長を交代します。

（委員長交代）

○委員長（常盤繁範） 佐藤委員、どうぞ。

○委員（佐藤利治） すみません、先ほどの私の答弁について、ちょっと関連で聞きたいんですけども、先日ごみ特別委員のほうで委員会の視察に行かせてもらったときに、入り口の、中に入ってきて、右側で、圧縮したアルミ缶が山積み、バツカンの中に入ってあつたと思う

んですけれども、あれは、家庭用の中に、ごみの中に紛れ込んでいたアルミ缶があれだけもあるということですか。あれはどういう類いのものなんですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） あちらについては、缶瓶の収集の日に収集をしまして、まず瓶を分けまして、その後にアルミ缶とスチール缶を分けます。アルミ缶、スチール缶を分別したものを最終的に圧縮して、それぞれアルミ缶とスチール缶の場所に置いているというところでございます。

○委員長（常盤繁範） ほかにございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（常盤繁範） なければ、次のページに移ります。

こちらのほうについては、見開き10、11ページ両方質疑を承りたいと思いますが、いかがですか。

（発言する者なし）

○委員長（常盤繁範） ございませんね。

では、なければ5番目、ごみ白書についてはこれで閉じさせていただきます。

その他についてなんですけど、何か各委員におかれまして、また理事者のほうから何かございますでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（常盤繁範） よろしいですね。

では、全ての案件としましては、議了いたしました。質問質疑のほうは終わらせていただきました。

最後にですが、前回も行ったんですけれども、次回開催についての時期、これについて皆さんで確認しておきたいんですが、私としましては、質疑の内容を踏まえて考えますと、前回と同じように半年後の下旬からその翌月、具体的に言いますと、9月の下旬から10月にかけて、この時期に次回を開催すべきと考えますが、皆様においてはいかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） 異議ございませんか。では、次回のごみ処理施策検討特別委員会の開催時期は、9月の下旬、具体的に言いますと9月定例議会の後、それから10月いっぱい、その時期で開催するという形で決めさせていただきますので、関係各位調整のほうをお願いいたします。

◎閉会の宣告

○委員長（常盤繁範） 以上で特別委員会を終了させていただきますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） よろしいですか。

では、終了させていただきます。皆様お疲れさまでございました。

閉会 午後 3時40分

議事の経過を起債し、相違ない事を証する為、ここに署名する。

常 盤 繁 範